

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税通知書等の様式)            第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付書 別記様式第六号の二 第六号の二の二 第六号の三の四 第六号の四 第六号の四の二 第六号の五</p> <p>四 (略)</p> <p>五 納付(納入)書 別記様式第七号 第七号の二 第七号の三</p> <p>六―八 (略)</p> <p>九 督促状 別記様式第十一号 第十一号の二 第十一号の三 第十一号の四 第十一号の五 第十一号の六 第十一号の六の三 第十一号の七 第十一号の八</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込書等の様式)            第二十三条 (略)</p> <p>2 条例第四十一条第一項又は第二項に規定する個人の県民税の賦課に関する報告書の様式は、別記様式第三十九号の二若しくは別記様式第三十九号の二の二又は別記様式第三十九号の三若しくは別記様式第三十九号の三の二のとおりとする。</p> <p>3 条例第四十一条第三項に規定する毎月の個人の県民税の収入額等に関する報告書の様式は、別記様式第四十号又は別記様式第四十号の二のとおりとする。</p> <p>4 条例第四十一条第四項に規定する個人の県民税に係る徴収に関する報告書の様式は、別記様式第四十一号又は別記様式第四十一号の二のとおりとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市町の廃置分合又は境界変更があつた場合における事務手続)</p>	<p>(納税通知書等の様式)            第六条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 納付書 別記様式第六号の二 第六号の二の二 第六号の三の二 第六号の三の三 第六号の三の四 第六号の四 第六号の四の二 第六号の五</p> <p>四 (略)</p> <p>五 納付(納入)書 別記様式第七号 第七号の二</p> <p>六―八 (略)</p> <p>九 督促状 別記様式第十一号 第十一号の二 第十一号の四 第十一号の五 第十一号の六 第十一号の六の二 第十一号の六の三 第十一号の七 第十一号の八</p> <p>(個人の県民税に係る徴収金の払込書等の様式)            第二十三条 (略)</p> <p>2 条例第四十一条第一項又は第二項に規定する個人の県民税の賦課に関する報告書の様式は、別記様式第三十九号の二又は別記様式第三十九号の三のとおりとする。</p> <p>3 条例第四十一条第三項に規定する毎月の個人の県民税の収入額等に関する報告書の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。</p> <p>4 条例第四十一条第四項に規定する個人の県民税に係る徴収に関する報告書の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市町の廃置分合又は境界変更があつた場合における事務手続)</p>

第二十三条の二 市町廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係市町（廃置分合により消滅した市町（以下「消滅市町」という。）を除く。）は、廃置分合又は境界変更のあつた日の属する月の末日現在における個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税に係る徴収金について、廃置分合又は境界変更のあつた日の属する月の翌月十日までに、別記様式第四十二号の二、別記様式第四十二号の二の二、別記様式第四十二号の二の三又は別記様式第四十二号の二の四による個人の県民税課税額調書（市町の区域の一部に係る分合又は境界変更により従来の市町の区域の一部を分離した市町にあつては二部）を管轄の県税事務所に提出するものとする。

2 消滅市町は、廃置分合のあつた日の前日までにおける個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税に係る徴収金の賦課徴収状況並びに個人の県民税に係る徴収金の払込額の清算過不足額の状況について、次の各号に掲げる書類を、第一号の書類にあつては廃置分合のあつた日の属する月の翌月十日までに二部を、第二号及び第三号の書類にあつては廃置分合のあつた日の前日の属する月分の個人の県民税の徴収額等報告書に添付して廃置分合前において当該消滅市町を管轄していた県税事務所に提出しなければならない。ただし、廃置分合が四月から施行令第五十七条の四の二第三項の最初の納期限の月までの間にあつた場合にあつては、第二号及び第三号の書類の提出は要しないものとする。

- 一 個人の県民税の賦課徴収報告書 別記様式第四十二号の三 第四十二号の三の二
- 二 個人の県民税及び個人の市町民税の引継額並びに個人の県民税の払込過不足額調書 別記様式第四十二号の四
- 三 個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税の引継額並びに個人の県民税の払込過不足額調書 別記様式第四十二号の四の二

第二十三条の二 市町廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係市町（廃置分合により消滅した市町（以下「消滅市町」という。）を除く。）は、廃置分合又は境界変更のあつた日の属する月の末日現在における個人の県民税及び市町民税に係る徴収金について、廃置分合又は境界変更のあつた日の属する月の翌月十日までに、別記様式第四十二号の二又は別記様式第四十二号の二の二による個人の県民税課税額調書（市町の区域の一部に係る分合又は境界変更により従来の市町の区域の一部を分離した市町にあつては二部）を管轄の県税事務所に提出するものとする。

2 消滅市町は、廃置分合のあつた日の前日までにおける個人の県民税及び市町民税に係る徴収金の賦課徴収状況並びに個人の県民税に係る徴収金の払込額の清算過不足額の状況について、次の各号に掲げる書類を、第一号の書類にあつては廃置分合のあつた日の属する月の翌月十日までに二部を、第二号の書類にあつては廃置分合のあつた日の前日の属する月分の個人の県民税の徴収額等報告書に添付して廃置分合前において当該消滅市町を管轄していた県税事務所に提出しなければならない。ただし、廃置分合が四月から施行令第五十七条の四の二第三項の最初の納期限の月までの間にあつた場合にあつては、第二号の書類の提出は要しないものとする。

- 一 個人の県民税の賦課徴収報告書 別記様式第四十二号の三
- 二 個人の県民税額及び市町民税額の引継額並びに個人の県民税の払込過不足額調書 別記様式第四十二号の四

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号の2の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 個人事業税領収済通知書 <u>el</u> <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

様式第5号の4の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 個人事業税領収済通知書 <u>el</u> <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

様式第5号の6の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 不動産取得税領収済通知書 <u>el</u> <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

改正前

様式第5号の2の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 個人事業税領収済通知書 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

様式第5号の4の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 個人事業税領収済通知書 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

様式第5号の6の2 (第6条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 広島県 不動産取得税領収済通知書 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> (略) (略) (略)	(略)
備考 (略)	

(裏) (略)

別記様式第五号の十二を次のように改める。

様式第5号の12 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>ⓐ 広島県 領収済通知書 <small>el</small></span> <span>ⓐ 広島県 納付(納入)書</span> <span>納税通知書兼領収証書 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ⓐ</span></span> </div>											
加入者名 賦課年度			口座記号番号 登録番号		合計金額 納税通知書番号			処理別 回数		県 税 鉦 区 税	
納機関 課年度			納付番号 税目		確認番号 県税			納付区分 賦課番号 (登録番号)		回数	
納期限 年 月 日 県税 鉦区税										領収日付印	
(住所等非表示払込書)										納税者 様	
税 額 A			延滞金額 B		合計額 F			円		広島県保管	
取得店 指定金融機関 (取りまとめ店)			取得店 広島銀行(県庁支店)								
主管所名 広島県総務局税務課											
納期限 年 月 日										領収日付印	
納税者 様										備 考	
主管所名 広島県総務局税務課										この受領証は、受付店で 保存してください。	
納税者 様										金融機関/郵便局保管	

  

納税通知書兼領収証書 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ⓐ</span>									
加入者名 賦課年度		口座記号番号 登録番号		納税通知書番号 処理別		回数 県 税		鉦 区 税	
課税標準 アール		課税月数 カ月		税 額		延滞金額		円	
税率 100アールごとに年額		円		合計額		円			
納期 年 月 日 から 年 月 日 まで		納付場所		裏面に記載		領収日付印			
納期限 年 月 日		上記の金額を納期限までに納付してください。		年 月 日		広島県知事			
備 考		◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。 注意 この納付書はコンビニでは使用できません。		収入印紙不要		納税者保管			

備考 1 繰上徴収する場合は、「納期限」欄に通常の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。

2 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この鉱区税は、地方税法第178条及び広島県税条例第123条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。  
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納  
付  
場  
所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号の2 (第6条関係)

(表)

(略)	領収証書 (略)	
	(略)	
	(略)	賦課番号 (登録番号) (略)

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の2の2 (第6条関係)

(表)

□	広島県 個人事業税領収済通知書	@ 公	(略) (略)	(略)
---	-----------------	-----	---------	-----

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の3から様式第6号の3の3まで 削除

改正前

様式第6号の2 (第6条関係)

(表)

(略)	領収証書 (略)	
	(略)	
	(略)	課税標準 (登録番号) (略)

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の2の2 (第6条関係)

(表)

□	広島県 個人事業税領収済通知書	公	(略) (略)	(略)
---	-----------------	---	---------	-----

備考 (略)

(裏) (略)

様式第6号の3

様式第6号の3の2 (第6条関係)

様式第6号の3の3 (第6条関係)

別記様式第七号の二の次に次の一様式を加える。

様式第7号の3 (第6条関係)

(表)

<p style="font-size: 1.2em;">(公) 広島県 領収済通知書 (el)</p>											
加入者名		口座記号番号		合計金額		円					
収 納 機 関 号		納 付 番 号		確 認 番 号		納 付 区 分					
賦課年度	税目	県税	賦課番号 (登録番号)	納税通知書番号 (実績年月)		事業年 (処理別)	期別 (回数)				
納 期 限		年 月 日		賦課番号 (登録番号)		期別 (回数)		事 業 年 (処理別)			
納 税 者		納 税 通 知 書 番 号 (実績年月)		納 税 者							
税 額		延滞金額		加算金額		合 計 額					
A		B		円		円					
領 収 日 付 印		取 り ま と め 店		領 収 日 付 印							
(住所等非表示払込書)		指定金融機関 (取りまとめ店)		広島銀行(県庁支店)							
主 管 所 名		広島県 県税事務所		広島県 県税事務所							

  

<p style="font-size: 1.2em;">(公) 広島県 納付(納入)書</p>											
口座記号番号		加入者名		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限		年 月 日		賦課番号 (登録番号)		期別 (回数)		事業年 (処理別)			
納税者		納税通知書番号 (実績年月)		納税者							
税 額		延滞金額		加算金額		合 計 額					
円		円		円		円					
主 管 所 名		広島県 県税事務所		領 収 日 付 印							
備 考		指定金融機関 (取りまとめ店)		広島銀行(県庁支店)							
この受領証は、受付店で 保存してください。		金融機関/郵便局保管									

  

<p style="font-size: 1.2em;">領 収 証 書 (公)</p>											
加入者名		口座記号番号		納税通知書番号 (実績年月)		事業年 (処理別)		期別 (回数)		県 税	
賦課年度		賦課番号(登録番号)		納税通知書番号 (実績年月)		事業年 (処理別)		期別 (回数)		県 税	
税 額		延滞金額		加算金額		合 計 額					
円		円		円		円					
納 期 限		年 月 日		納 税 者							
税 額		延滞金額		加算金額		合 計 額					
円		円		円		円					
主 管 所 名		広島県 県税事務所		領 収 日 付 印							
備 考		指定金融機関 (取りまとめ店)		広島銀行(県庁支店)							
この受領証は、受付店で 保存してください。		金融機関/郵便局保管									

  

税 額		延滞金額		加算金額		合 計 額	
円		円		円		円	

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印	
収入印紙不要	

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

納付場所	
------	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第11号の2 (第6条関係)  
(表) (略)

様式第11号の2 (第6条関係)  
(表) (略)

(裏)

(裏)

(注)

- 1 (略)
- 2 (略)

(1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。  
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日

(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 (略)

(1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6

(略)

当たりの割合として計算してください。

(2) 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「地方法人特別税等に関する暫定措置法」という。）第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

(3)・(4) (略)

※ (略)

3・4 (略)

(略)

パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「地方法人特別税等に関する暫定措置法」という。）第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

なお、平成12年1月1日以後の期間については、「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)」を「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)」と読み替えて計算してください。

(3)・(4) (略)

※ (略)

3・4 (略)

(略)

別記様式第十一号の三を次のように改める。

(表)

法人県民税・事業税 特別法人事業税 地方方法人特別税 納付書 ㊞ ー1

都道府県コード 3   4   0   0   0   6 広島県	口座番号	加入者
---	------	-----

所在地及び法人名

納

年度	税目	県税	処理別	回数	管理番号
	02				
事業年度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02									
	延滞金	03									
	計	04									
法人事業税 特別法人事業税又は地方方法人特別税	所得割額	05									
	付加価値割額	06									
	資本割額	07									
	収入割額	08									
	特別法人事業税額又は地方方法人特別税額	09									
	計(05~09)	10									
	延滞金	11									
	過少申告加算金	12									
	不申告加算金	13									
	重加算金	14									
計(10~14)	15										
合計額	16										

納期限	年月日	領 収 日 付 印	
課税事務所	県税事務所		
日計	口 円		

上記のとおり納付します。  
(金融機関又は郵便局保管)

法人県民税・事業税 特別法人事業税 地方方法人特別税 領収済通知書 ㊞ ー1

都道府県コード 3   4   0   0   0   6 広島県	口座番号	加入者
---	------	-----

所在地及び法人名

様

年度	税目	県税	処理別	回数	管理番号
	02				
事業年度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02									
	延滞金	03									
	計	04									
法人事業税 特別法人事業税又は地方方法人特別税	所得割額	05									
	付加価値割額	06									
	資本割額	07									
	収入割額	08									
	特別法人事業税額又は地方方法人特別税額	09									
	計(05~09)	10									
	延滞金	11									
	過少申告加算金	12									
	不申告加算金	13									
	重加算金	14									
計(10~14)	15										
合計額	16										

納期限	年月日	領 収 日 付 印	
課税事務所	県税事務所		
指定金融機関名(取りまとめ店)	広島銀行(県庁支店)		
取りまとめ局			

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

法人県民税・事業税 特別法人事業税 地方方法人特別税 督促状兼領収証書 ㊞ ー1

都道府県コード 3   4   0   0   0   6 広島県	口座番号	加入者
---	------	-----

課税事務所	県税事務所	納期限	年月日
-------	-------	-----	-----

所在地及び法人名

様

年度	税目	県税	処理別	回数	管理番号
	02				
事業年度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02									
	延滞金	03									
	計	04									
法人事業税 特別法人事業税又は地方方法人特別税	所得割額	05									
	付加価値割額	06									
	資本割額	07									
	収入割額	08									
	特別法人事業税額又は地方方法人特別税額	09									
	計(05~09)	10									
	延滞金	11									
	過少申告加算金	12									
	不申告加算金	13									
	重加算金	14									
計(10~14)	15										
合計額	16										

上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。  
年月日  
広島県 県税事務所長 印

◎ 裏面をお読みください。  
◎ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促状がなかったものとして御了承ください。  
◎ 金額は訂正することができません。

領収日付印	
-------	--

◎この領収証書は大切に保存してください。

(注)

1 この督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納税額、延滞金額及び加算金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないこととなります。

なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。

2 延滞金の計算方法

(1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額（税額に 1,000 円未満の端数があるとき又は税額の全額が 2,000 円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセント（この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（令和 2 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合として計算してください。

(2) 法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第 72 条の 25 第 3 項若しくは第 5 項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 2 条の規定による改正前の地方税法第 72 条の 25 第 5 項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「地方法人特別税等に関する暫定措置法」という。）第 10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後 2 月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合（又は地方税法附則第 3 条の 2 の 2 により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

(3) 県民税については地方税法第 56 条、事業税については同法第 72 条の 44 の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第 10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があります。

(4) 延滞金の金額が 1,000 円未満の場合は全額を切り捨て、1,000 円以上の場合は 100 円未満の端数を切り捨ててください。

※ 延滞金の計算方法について御不明な点は、最寄りの県税事務所へおたずねください。

3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納付場所

別記様式第十一号の六を次のように改める。

様式第11号の6 (第6条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">(公) 広島県 領収済通知書 (el)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座記号番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>税目</td> <td>県税</td> <td>賦課番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実績年月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>処理別</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回数</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>県税</td> <td></td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="3">(住所等非表示払込書)</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">様     広島県保管</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>A</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>B</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算金額</td> <td></td> <td>円</td> <td>取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>F</td> <td>円</td> <td>指定金融機関 (取りまとめ店) 広島銀行 (県庁支店)</td> </tr> <tr> <td>主管所名</td> <td colspan="2">広島県 県税事務所</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座記号番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	賦課年度	税目	県税	賦課番号				実績年月				処理別				回数	納期限	年 月 日	県税		領収日付印	納税者	(住所等非表示払込書)			様     広島県保管	税額	A	円		延滞金額	B	円		加算金額		円	取りまとめ店	合計額	F	円	指定金融機関 (取りまとめ店) 広島銀行 (県庁支店)	主管所名	広島県 県税事務所			<p style="text-align: center;">(公) 広島県 納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>賦課番号</td> <td>回数</td> </tr> <tr> <td>処理別</td> <td>実績年月</td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>様</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>主管所名</td> <td>広島県 県税事務所</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この受領証は、受付店で保存してください。 金融機関/郵便局保管</p>	口座記号番号		加入者名		納付番号		確認番号		納期限	年 月 日	賦課番号	回数	処理別	実績年月	県税		税額	円	延滞金額	円	加算金額	円	合計額	円	納税者	様	主管所名	広島県 県税事務所	領収日付印	備考			<p style="text-align: center;">督促状兼領収証書 (公)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>賦課年度</td> <td>賦課番号</td> <td>実績年月</td> <td>処理別</td> <td>回数</td> <td>県税</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">納期限 年 月 日</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付(納入)してください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日 広島県 県税事務所長</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">◎裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付(納入)できません。 ◎この督促状と行き違いに納付(納入)済みの場合は、この督促状がなかったものとしてご了承ください。 注意 この納付書はコンビニでは使用できません。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">収入印紙不要</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small; margin-top: 10px;">納税者保管</p>	加入者名	賦課年度	賦課番号	実績年月	処理別	回数	県税	税額	円	延滞金額	円	加算金額	円	合計額	円	領収日付印	収入印紙不要
加入者名	口座記号番号	合計金額	円																																																																																																						
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																						
賦課年度	税目	県税	賦課番号																																																																																																						
			実績年月																																																																																																						
			処理別																																																																																																						
			回数																																																																																																						
納期限	年 月 日	県税		領収日付印																																																																																																					
納税者	(住所等非表示払込書)			様     広島県保管																																																																																																					
税額	A	円																																																																																																							
延滞金額	B	円																																																																																																							
加算金額		円	取りまとめ店																																																																																																						
合計額	F	円	指定金融機関 (取りまとめ店) 広島銀行 (県庁支店)																																																																																																						
主管所名	広島県 県税事務所																																																																																																								
口座記号番号																																																																																																									
加入者名																																																																																																									
納付番号																																																																																																									
確認番号																																																																																																									
納期限	年 月 日																																																																																																								
賦課番号	回数																																																																																																								
処理別	実績年月																																																																																																								
県税																																																																																																									
税額	円																																																																																																								
延滞金額	円																																																																																																								
加算金額	円																																																																																																								
合計額	円																																																																																																								
納税者	様																																																																																																								
主管所名	広島県 県税事務所	領収日付印																																																																																																							
備考																																																																																																									
加入者名	賦課年度	賦課番号	実績年月	処理別	回数	県税																																																																																																			
税額	円																																																																																																								
延滞金額	円																																																																																																								
加算金額	円																																																																																																								
合計額	円																																																																																																								
領収日付印																																																																																																									
収入印紙不要																																																																																																									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

<p>1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額、延滞金額及び加算金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないことになります。 なお、納付(納入)されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。</p> <p>2 延滞金の計算方法</p> <p>(1) 納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。 なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。</p> <p>(2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は、100円未満の端数を切り捨ててください。</p> <p>※ 延滞金の計算方法についてご不明な点は、最寄りの県税事務所へおたずねください。</p> <p>3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。 ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>4 納付場所</p> <table border="1" data-bbox="181 959 904 1077"><tr><td data-bbox="181 959 232 1077">納付場所</td><td data-bbox="232 959 904 1077"></td></tr></table>	納付場所			
納付場所				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第11号の6の2 削除

様式第11号の7 (第6条関係)

(表)

(略)	(略)	自動車税種別割 (占有自動車分) 督促状 (略)
(略)	賦課番号 (登録番号)	(略)
(略)		

備考 (略)

(裏) (略)

改正前

様式第11号の6の2 (第6条関係)

様式第11号の7 (第6条関係)

(表)

(略)	(略)	自動車税種別割 (占有自動車分) 督促状 (略)
(略)	課税標準 (登録番号)	(略)
(略)		

備考 (略)

(裏) (略)

別記様式第三十九号の二の次に次の一様式を加える。



(裏)

県民税の払込特定 按分率	$(S) \cdots \cdots \frac{(F)+(F')}{((F)+(F')) + ((L)+(L')) + ((R)+(R'))} = 0$
-----------------	---

県民税の調定総額⑩	本年度分	(F)+(a) 円	過年度分	(F')+(a') 円	合計	円
-----------	------	-----------	------	-------------	----	---

- (注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の最初の納期限(分離課税に係る所得割の納期限を除く。)の到来する月の末日現在における状況について作成し、2部提出すること。  
2 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。  
3 「⑩の増(減)額」、「⑪の増(減)額」及び「⑫の増(減)額」欄には、前年度の「賦課異動報告書」提出後に異動した税額の差引額を記入するものであること。  
4 県民税の払込特定按分率については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。  
5 「加算金」欄の「県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額」欄のうち( )内には、当該調定に係る件数を記入するものであること。  
6 本年度分とは、本年度において課すべきものをいい、過年度分とは過年度において課すべきであつたものをいうものであること。  
7 特定按分率は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。  
8 「県民税に係るもの」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあつては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第三十九号の三の次に次の一様式を加える。



(裏)

県 民 税 の 納 税 義 務 者 数	区 分	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計	
		普 通 徴 収 分	人	人	人	人	人	人	人	人
		年 金 特 別 徴 収 分								
		給 与 特 別 徴 収 分								
	計									

県 民 税 の 払 込 按 分 率	年 月 日現在の特定按分率 0	(S) 確定按分率 $\frac{(F)+(F')}{((F)+(F')) + ((L)+(L')) + ((R)+(R'))} = 0$
-------------------	-----------------	---

- (注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
- 2 ②、⑤、⑧、⑭、⑰、⑳、㉔、㉔及び㉔欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
- 3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
- 4 県民税の払込みの確定按分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。
- 5 「加算金」欄の( )内には、調定件数を記入するものであること。
- 6 払込按分率は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。
- 7 「県民税の納税義務者数」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあつては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十号の次に次の一様式を加える。

広島県 県税事務所長様

年度 月分個人の県民税の収入額等報告書

個人の県民税の徴収状況を広島県税条例第41条第3項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区 分	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計収入額			県 民 税 の 払 込 額			備 考	
	前月末累計額 ①	当月収入額 ②	当月末累計額 (①+②) ③	払い込むべき累計 額 (③×按分率) ④	当月末払込済累 計額 ⑤	払込みを要する額 (④-⑤) ⑥		
現 年 課 税 分	税 額	円	円	円	円	円		
	延 滞 金							
	加 算 金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
重 加 算 金								
滞 納 繰 越 分	税 額							
	延 滞 金							
	加 算 金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
重 加 算 金								
県民税の払込按分率		年 月 日現在 0.						

- (注) 1 この報告書は、個人の県民税に係る毎月分の収入額等(分離課税に係る収入金を含む。)について作成し、翌月10日までに提出すること。  
 2 「払い込むべき累計額④」の欄の額は、1円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。  
 3 「当月末払込済累計額⑤」の欄の額は、この報告に係る前月分の末日までに県指定金融機関又は県収納代理金融機関に払い込まれた県民税に係る徴収金の当該年度の累計額である。  
 4 「払込みを要する額⑥」の欄の額は、月末現在における払込未済額で、翌月10日までに県指定金融機関又は県収納代理金融機関へ払い込むべき県民税に係る徴収金の額を含めるものである。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第41号 (第23条関係)

(表)

(略)

年度個人の県民税徴収状況報告書

(略)

(略)

(裏)

(略)

改正前

様式第41号 (第23条関係)

(表)

(略)

年度個人県民税徴収状況報告書

(略)

(略)

(裏)

(略)

別記様式第四十一号の次に次の一様式を加える。

広島県 県税事務所長様

年度個人の県民税徴収状況報告書

個人の県民税に係る徴収状況を広島県税条例第41条第4項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

(1表)

区	分	調 定		収 入 額		過 誤 納 付 金 還 済 額	不 納 欠 損 額				未 納					
		金 額	人 員	総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分		金 額		人 員		金 額		人 員			
							総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 人 員	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 人 員	左 の うち 特 別 徴 収 分		
現年課税分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額		円	人	円	円	円	円	人	人	円	円	人	人	
		県 民 税														
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
重 加 算 金			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
滞納繰越分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額														
		県 民 税														
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
重 加 算 金			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
延 滞 金		県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

(2表)

区	分	徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中		徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		計		
		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	
滞納繰越分の処理状況 (一表)未納欄の内訳	税 額	現年課税分	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
		滞納繰越分																		
	各種加算金の合計額																			
	計																			

(3表)

区	分	5年時効完成		執行停止中のもの								計		
		金 額	人 員	3年経過		5年時効完成		限定承認		その他		金 額	人 員	
				金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員			
不納欠損額 (一表)未納欠損額欄の内訳	税 額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	各種加算金の合計額	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(4表)

県民税の払込按分率
年3月31日現在
0. _____

(裏)

- (注) 1 この報告書は、5月31日現在において作成し、6月30日までに2部提出すること。
- 2 1表中の「過誤納金還付未済額」欄には、市町が当該年度中の収入額のうち、5月31日現在なお還付未済となっている額を記入すること。この還付未済額は「収入額」に含まれているので、県民税及び市町民税並びに森林環境税合計額の行の未納額は次の算式によるものであること。 
$$\text{調定} - (\text{収入額} - \text{過誤納金還付未済額}) - \text{不納欠損額} = \text{未納額}$$
- 3 1表の人員において、同一人が現年課税分と滞納繰越分に重複する場合でも、それぞれの欄に金額及び人員を計上すること。
- 4 1表中の「未納」欄の金額及び人員の合計は、2表中の「計」欄と一致させること。
- 5 1表中の「不納欠損額」欄の金額及び人員の合計は、3表中の「計」欄と一致させること。
- 6 2表中の「調査・折衝中」及び「計」欄の( )内には、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付を確認できた額(4、5月分滞納繰越分)を記入すること。
- 7 3表中の( )内には、うち特別徴収分を記入すること。
- 8 2表及び3表において、同一人が複数の区分に該当する場合の人員については、主たる区分の欄に計上し、1表の人員と一致させること。金額については、該当する区分の欄にそれぞれ計上し、1表の金額と一致させること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第42号 (第23条関係)

(略)		個人の県民税徴収取扱費交付計算書		(略)	
区		分			
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書(県税規則別記様式第39号の2又は別記様式第39号の2の2)による。 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項で定める額に乗じて得た金額		(略)	
		(略)			
		当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書(県税規則別記様式第39号の3又は別記様式第39号の3の2)による。			
		(略)			
(略)					

(注) (略)

備考 (略)

改正前

様式第42号 (第23条関係)

(略)		個人の県民税徴収取扱費交付計算書		(略)	
区		分			
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書(県税規則別記様式第39号の2)による。 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項で定める額に乗じて得た金額		(略)	
		(略)			
		当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書(県税規則別記様式第39号の3)による。			
		(略)			
(略)					

(注) (略)

備考 (略)

別記様式第四十二号の二の二を別記様式第四十二号の二の三とし、別記様式四十二号の二の次に次の一様式を加える。

広島県 県税事務所長様

市長  
町

個人の県民税の課税額調書

廃置分合(境界変更)によって、課税額が次のとおり異動しました。

年 月末日現在

年 度		県 民 税 の 払 込 按 分 率							廃 置 分 合(境 界 変 更)の 区 分					廃 置 分 合(境 界 変 更)の 年 月 日								
年 度		$\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}+\text{㉓}}=0.$							合 体 編 入 ・ 分 割 編 入 ・ 分 立 (全 地 域) (一 部)					年 月 日								
区 分	当 該 年 度 の 収 入 額 と な る べ き 課 税 額								翌 年 度 の 収 入 額 と な る べ き 課 税 額				納 税 義 務 者 数	延 滞 金		過 少 申 告 加 算 金		不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		
	分 離 課 税 に 係 る も の を 除 く も の	分 離 課 税 に 係 る も の	分 離 課 税 に 係 る も の を 除 く も の	分 離 課 税 に 係 る も の	分 離 課 税 に 係 る も の を 除 く も の	分 離 課 税 に 係 る も の	森 林 環 境 税 額	計	県 民 税 額	市 町 民 税 額	森 林 環 境 税 額	計		県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	
現 年 課 税 分	本 年 度 分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	過 年 度 分																					
	計	㉑						㉒														
滞 納 繰 越 分																						
合 計																						
備 考																						

(注) 1 この調書は、廃置分合によって新たに設置された市町及び編入をした市町又は境界変更によって新たに設置された市町(分立)及び編入をした市町において、その廃置分合又は境界変更のあった月の末日現在について作成し、当該月の翌月10日までに提出すること。

2 廃置分合又は境界変更の日以後当該月の末日までの間において、各欄の金額又は人員について増減があつたときは、備考欄にその増又は減に係る金額及び人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表 1

廃置分合(境界変更)に係る区域ごとの課税額の明細

市 町 区 分 名	現 年 課 税 分	当該年度の収入額となるべき課税額							翌年度の収入額となるべき課税額				納 税 義 務 者 数	延滞金		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		備 考	
		県民税額		市町民税額		計		森林環 境税額	県 民 税 額	市 町 民 税 額	森 林 環 境 税 額	計		県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 に 係 る も の	県 民 税 に 係 る も の		
		分 離 課 税 に 係 る も の を 除 く も の	分 離 課 税 に 係 る も の	分 離 課 税 に 係 る も の を 除 く も の	分 離 課 税 に 係 る も の	分 離 課 税 に 係 る も の	分 離 課 税 に 係 る も の																分 離 課 税 に 係 る も の
	本年度分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	過年度分																						
	小計																						
	滞納繰越分																						
	計																						
中 欄 省 略																							
	本年度分																						
	過年度分																						
	小計																						
	滞納繰越分																						
	計																						
合 計	本年度分																						
	過年度分																						
	小計																						
	滞納繰越分																						
	計																						

(注) 1 廃置分合又は境界変更によって2以上の区域をもつて成り立った市町において、その区域(廃置分合又は境界変更前に属していた市町名を記入すること。)ごとに記載すること。

2 廃置分合又は境界変更の日以後当該月の末日までの間において、各欄の金額又は人員について増減があつたときは、備考欄にその増又は減に係る金額及び人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表 2

消滅市町において県に払い込んだ県民税に係る徴収金中払込過不足額

消滅市町に係る区域	区 分	過 不 足 額					備 考
		税 額	延 滞 金	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	
に属していた区域分	現年課税分	円	円	円	円	円	
	滞納繰越分						
	計						
に属していた区域分	現年課税分						
	滞納繰越分						
	計						
中 欄 省 略							
に属していた区域分	現年課税分						
	滞納繰越分						
	計						
合 計	現年課税分						
	滞納繰越分						
	計						

(注) 「過不足額」欄において、不足額がある場合には△を付すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の三の前に次の一様式を加える。

様式第42号の2の4 (第23条の2関係)

広島県 県税事務所長様	第 年 月 日 市長町
個人の県民税の課税額調書	
境界変更によって、課税額が次のとおり異動しました。	
年 月末日現在	

年度		県民税の払込按分率							境界変更の区分					境界変更の年月日								
年度		$\frac{A}{B+C}=0.$							分立・編入(一部)					年月日								
区	分	当該年度の収入額となるべき課税額							翌年度の収入額となるべき課税額				納税義務者数	延滞金		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		
		県民税額		市町民税額		計			森林環境税額	県民税額	市町民税額	森林環境税額		計	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るもの	県民税に係るもの	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るもの	県民税に係るもの	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るもの	県民税に係るもの	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るもの	
分離課税に係るものを除くもの	分離課税に係るもの	分離課税に係るものを除くもの	分離課税に係るもの	分離課税に係るものを除くもの	分離課税に係るもの	分離課税に係るもの	円	円					円									円
現年課税分	本年度分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	過年度分																					
	計	A					B	C														
滞納繰越分																						
合計																						
備考																						

(注) 1 この調書は、境界変更によって当該市町の地域中一部の区域が分立し、又は一部の区域が他の市町に編入された市町において、その境界変更のあつた月の末日現在について作成し、当該月の翌月10日までに提出すること。

2 分立等の日以後当該月の末日までの間において、各欄の金額又は人員について増減があつたときは、備考欄にその増又は減に係る金額及び人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表

県民税及び市町民税並びに森林環境税に係る徴収金の引継額調

年 月 日現在 (分立の日の前日現在)

区 分	調 定 額			収 入 額	県 民 税 に 係 る も の		引 継 額			
	県民税に係るもの ①	市町民税に係るもの及び森林環境税に係るもの ②	合計額 ①+② ③	県民税に係るもの及び市町民税に係るもの並びに森林環境税に係るものの合計額 ④	払込済額 ⑤	払い込むべき額 ④×⑩ ⑥	県民税に係るもの ①-⑥ ⑦	市町民税に係るもの及び森林環境税に係るもの (③-④)-⑦ ⑧	合計額 ⑦+⑧ ⑨	
税 額	現年課税分	円	円	円	円	円	円	円	円	
	滞納繰越分									
延滞金	現年課税分									
	滞納繰越分									
過加 少算 申告金	現年課税分									
	滞納繰越分									
不加 算 申告金	現年課税分									
	滞納繰越分									
重 加 算 金	現年課税分									
	滞納繰越分									
県民税の払込按分率 ⑩		年 月 日 0.								
分 立 等 の 区 域		市 へ 町								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の三の次に次の一様式を加える。

広島県 県税事務所長様

市長  
町

年度個人の県民税の賦課徴収報告書

廃置分合の前日までにおける個人の県民税の賦課徴収状況を次のとおり報告します。

年 月 日現在

区 分	調 定	収入額	過誤納 金還付 未済額	不 納 欠 損		未 納					
				金 額	人 員	金 額		人 員			
						金 額	人 員	総金額	左のうち 特別徴収分	総人員	左のうち 特別徴収分
金 額	人 員	円	円	円	円	円	円	人	人		
現 年 課 税 分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額	円	人	円	円	円	円	円	人	人
		県 民 税									
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額を〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		重加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
滞 納 繰 越 分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額									
		県 民 税									
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額を〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		重加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
延 滞 金		県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額を〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

(注) 1 この報告書は、市町の区域の全部にわたる合体又は分割によつて消滅した市町において、廃置分合のあつた日の前日現在について作成し、当該消滅した市町を所管していた県税事務所長へ当該月の翌月10日までに提出すること。

2 県民税の「収入額」欄には、廃置分合の日の前日までの徴収金(払込過不足額がある場合は清算した額)を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第42号の4（第23条の2関係）

(略)  
個人の県民税及び個人の市町民税の引継額  
並びに個人の県民税の払込過不足額調書  
廃置分合があつたので、本 市 町 において県に払い込んだ個人の県民税  
に係る徴収金について、その過不足額及び清算事務を承継すべき市町を、次  
のとおり報告します。  
(略)  
(略)

(注) (略)  
備考 (略)

改正前

様式第42号の4（第23条の2関係）

(略)  
個人の県民税及び市町民税の引継額並  
びに個人の県民税の払込過不足額調書  
廃置分合があつたので、本 市 町 において県に払い込んだ県民税に係る  
徴収金について、その過不足額及び清算事務を承継すべき市町を、次のと  
おり報告します。  
(略)  
(略)

(注) (略)  
備考 (略)

別記様式第四十二号の四の次に次の一様式を加える。

様式第42号の4の2 (第23条の2 関係)

第 年 月 日 号

広島県 県税事務所長様

市長  
町

個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税の引継額  
並びに個人の県民税の払込過不足額調書

市  
廃置分合があつたので、本 市 において県に払い込んだ個人の県民税に係る徴収金について、その過不足額及び清  
町 算事務を承継すべき市町を、次のとおり報告します。

年 月 日現在 (合体等の日の前日現在)

区 分	調 定 額			収入額	県民税に係るもの		引 継 額			県民税に係る払込過不足額 ⑥-⑤
	県民税に係るもの ①	市町民税に係るもの及び森林環境税に係るもの ②	合計額 ①+② ③	県民税に係るもの及び市町民税に係るもの並びに森林環境税に係るもの合計額 ④	払込済額 ⑤	払い込むべき額 ④×⑪ ⑥	県民税に係るもの ①-⑥ ⑦	市町民税に係るもの及び森林環境税に係るもの (③-④)-⑦ ⑧	合計額 ⑦+⑧ ⑨	
税 額	現年課税分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	滞納繰越分									
延滞金	現年課税分									
	滞納繰越分									
過加 少算 申告金	現年課税分									
	滞納繰越分									
不加 算 申告金	現年課税分									
	滞納繰越分									
重 加 算 金	現年課税分									
	滞納繰越分									

県民税の払込按分率 ⑪ 年 月 日現在 0.

承 継 市 町

(注) 1 この調書は市町の区域全部にわたる分割又は合体によつて消滅した市町において作成すること。  
 2 承継市町ごとに作成すること。  
 3 別記様式第40号の2と併せて提出すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第85号（第56条関係）

鉦区税納税証明書（略）	
（略）	
（略）	
税 額	円
延滞金額	円
合 計 額	円
（略）	

◎登録番号、有効期限及び領収日付印のないものは無効です。

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横6.3センチメートルとする。

改正前

様式第85号（第56条関係）

鉦区税納税証明書（略）	
（略）	
（略）	
税 額	円
延滞金額	円
合 計 額	円
（略）	

◎登録番号、有効期限及び領収日付のないものは無効です。

備考 用紙の大きさは、縦15.2センチメートル、横6.6センチメートルとする。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告書等の様式及び提出期限) 第七条 (略)</p> <p>一 個人の県民税賦課報告書兼調定集計書 別記様式第十四号 第十四号の二 六月三十日現在につき七月三十一日</p> <p>二 個人の県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書 別記様式第十四号の三 第十四号の四 三月三十一日現在につき五月十日</p> <p>三 個人の県民税徴収状況報告書 別記様式第十五号 第十五号の二 五月三十一日現在につき七月二十日</p> <p>四 (略)</p> <p>(徴収簿等の備付け) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人の県民税調定収入整理簿 別記様式第八十五号 第八十五号の二</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(報告書等の様式及び提出期限) 第七条 (略)</p> <p>一 個人県民税賦課報告書兼調定集計書 別記様式第十四号 六月三十日現在につき七月三十一日</p> <p>二 個人県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書 別記様式第十四号の二 三月三十一日現在につき五月十日</p> <p>三 個人県民税徴収状況報告書 別記様式第十五号 五月三十一日現在につき七月二十日</p> <p>四 (略)</p> <p>(徴収簿等の備付け) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人県民税調定収入整理簿 別記様式第八十五号</p> <p>三・四 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第14号の3 (第7条関係)

(略)
年度個人の県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書
(略)
(略)
(注) (略)
備考 (略)

改正前

様式第14号の2 (第7条関係)

(略)
年度個人県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書
(略)
(略)
(注) (略)
備考 (略)

別記様式第十四号の次に次の一様式を加える。

区 分	調 定 額											
	本 年 度 分						過 年 度 分					
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 額	合 計		
県 民 税	普通徴収分 ①	円	円	(A) 円	円	円	円	(A') 円	円	円		
	年金特別徴収分 ②			(B)				(B')				
	給与特別徴収分 ③											
	①+②+③ 計 ④				(a)				(a')			
	③のうち 当該年度調定額 ⑤			(C)				(C')				
	③のうち 翌年度調定額 ⑥											
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額② ②の増(減)額 小計 (D)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))		
市 町 民 税	普通徴収分 ⑦			(G)				(G')				
	年金特別徴収分 ⑧			(H)				(H')				
	給与特別徴収分 ⑨											
	⑦+⑧+⑨ 計 ⑩											
	⑨のうち 当該年度調定額 ⑪			(I)				(I')				
	⑨のうち 翌年度調定額 ⑫											
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額② ②の増(減)額 小計 (J)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))		
森 林 環 境 税	普通徴収分 ⑬									(M')		
	年金特別徴収分 ⑭									(N')		
	給与特別徴収分 ⑮											
	⑬+⑭+⑮ 計 ⑯											
	⑮のうち 当該年度調定額 ⑰									(O')		
	⑮のうち 翌年度調定額 ⑱											
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額③ ③の増(減)額 小計 (P)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q) ((M)+(N)+(O))	(R) ((P)+(Q))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(P')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q') ((M')+(N')+(O'))	(R') ((P')+(Q'))		
加 算 金	区 分	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計			
	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額 ⑲	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円		
	県民税⑲×(S)											
区 分	納 税 義 務 者 数											
	本 年 度 分						過 年 度 分					
	均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計				
県 民 税 に 係 る も の	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	年金特別徴収分											
	給与特別徴収分											
	合 計											
県民税の調定総額 ⑳		本年度分	(F)+(a) 円	過年度分	(F')+(a') 円	合 計	円	既 調 定 額	円	今 回 調 定 額	円	

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別記様式第39号の2の2によつて作成し、報告された同様式の写しを添付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十五号の前に次の一様式を加える。

年度個人の県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書

区 分	調 定 額										
	本 年 度 分					過 去 年 度 分					
	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 額	合 計	
県 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ①									
		①の増(減)額 ②									
		① + ② 計 ③				(A)					(A')
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ④									
		④の増(減)額 ⑤									
		④ + ⑤ 計 ⑥				(B)					(B')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑦									
		⑦の増(減)額 ⑧									
		⑦ + ⑧ 計 ⑨									
		③ + ⑥ + ⑨ 合計 ⑩									
	⑨の うち	当該年度調定額 ⑪				(C)					(C')
		翌年度調定額 ⑫									
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E) ((A)+(B)+(C))	(F) ((D)+(E))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E') ((A')+(B')+(C'))	(F') ((D')+(E'))
市 町 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑬									
		⑬の増(減)額 ⑭									
		⑬ + ⑭ 計 ⑮				(G)					(G')
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑯									
		⑯の増(減)額 ⑰									
		⑯ + ⑰ 計 ⑱				(H)					(H')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑲									
		⑲の増(減)額 ⑳									
		⑲ + ⑳ 計 ㉑									
		⑮ + ⑱ + ㉑ 合計 ㉒									
	㉒の うち	当該年度調定額 ㉓				(I)					(I')
		翌年度調定額 ㉔									
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K) ((G)+(H)+(I))	(L) ((J)+(K))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K') ((G')+(H')+(I'))	(L') ((J')+(K'))
森 林 環 境 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ㉕									
		㉕の増(減)額 ㉖									
		㉕ + ㉖ 計 ㉗				(M)					(M')
	年 金 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ㉘									
		㉘の増(減)額 ㉙									
		㉘ + ㉙ 計 ㉚				(N)					(N')
	給 与 特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ㉛									
		㉛の増(減)額 ㉜									
		㉛ + ㉜ 計 ㉝									
		㉗ + ㉚ + ㉝ 合計 ㉞									
	㉞の うち	当該年度調定額 ㉟				(O)					(O')
		翌年度調定額 ㊱									
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	(P)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q) ((M)+(N)+(O))	(R) ((P)+(Q))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(P')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q') ((M')+(N')+(O'))	(R') ((P')+(Q'))
加 算 金	区 分	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計		
	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額 ㊲	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	( )円	
	県民税 ㊲×(S)										
県 民 税 の 納 税 者 数	区 分	均等割のみの者	均等割及び	分離課税に係る者	計	均等割のみの者	均等割及び	分離課税に係る者	計		
	普 通 徴 収 分	人	者	の 者	人	人	者	の 者	人	人	
	年 金 特 別 徴 収 分										
	給 与 特 別 徴 収 分										
	計										
県 民 税 の 調 定 総 額 □		現 年 課 税 分	当 初 調 定 額	更 正 額	差 引 増 減 額	滞 納 繰 越 分	当 初 調 定 額	更 正 額	差 引 増 減 額		
			円	(F)+(F')	円	円	円	円	円	円	

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別様式第39号の3の2によつて作成し、報告された同様式の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第15号（第7条関係）

(略)  
年度個人の県民税徴収状況報告書

(1表)

(略)

(2表)

(略)

(3表)

(略)

(注) (略)  
備考 (略)

改正前

様式第15号（第7条関係）

(略)  
年度個人県民税徴収状況報告書

(1表)

(略)

(2表)

(略)

(3表)

(略)

(注) (略)  
備考 (略)

別記様式第十五号の次に次の一様式を加える。

年度個人の県民税徴収状況報告書

(1表)

区 分	調 定	収 入 額		過 誤 納 金 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額				未 納							
		金 額	人 員		総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分	金 額		人 員		金 額		人 員			
							総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 人 員	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 金 額	左 の うち 特 別 徴 収 分	総 人 員	左 の うち 特 別 徴 収 分		
現年課税分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額		円	人	円	円	円	円	人	人	円	円	人	人	
		県 民 税														
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
重 加 算 金			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
滞納繰越分	税 額	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額														
		県 民 税														
	加 算 金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
		不申告加算金		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
重 加 算 金			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
延 滞 金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額に係るものを〔 〕内に)		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

(2表)

滞納額の処理状況	区 分	徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中		徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		計	
		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員
		円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
(一表)未納欄の内訳	税 額	現年課税分																	
		滞納繰越分														( )	( )	( )	( )
	各種加算金の合計額																	( )	( )
	計																	( )	( )

(3表)

不納欠損額	区 分	5年時効完成		執行停止中のもの								計			
		金 額	人 員	3年経過		5年時効完成		限定承認		その他		金 額	人 員		
				金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員				
の(一表)未納欠損額	税 額	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		各種加算金の合計額		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別記様式第41号の2によつて作成し、報告された同様式の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第85号（第13条関係）

（表）

個人の県民税調定収入整理簿

（略）

備考（略）

（裏）（略）

改正前

様式第85号（第13条関係）

（表）

個人県民税調定収入整理簿

（略）

備考（略）

（裏）（略）

別記様式第八十五号の次に次の一様式を加える。





## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。